

星の子白根保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 篤星会
事業者の所在地	〒252-0141 神奈川県相模原市緑区相原 2-14-7
事業者の電話番号・FAX	042-700-2007 (電話番号) 042-700-2008 (FAX)
代表者氏名	理事長 小星 彰
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営 一時預かり事業の経営 小規模保育事業の経営

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	星の子白根保育園					
所 在 地	〒241-0005 神奈川県横浜市旭区白根 7-31-3					
電話番号・FAX	045-953-1007 (電話番号) 045-953-1240 (FAX)					
施設長氏名	統括施設長 小星 彰					
開設年月日	昭和 51 年 5 月 10 日 (平成 25 年 1 月改築修了)					
利用定員 (年齢別)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	—	12人	15人	17人	17人	17人
取扱う保育事業	支援保育、延長保育					

3 施設・設備の概要

敷地面積		1326.06 m ²			
園 舎	構 造	鉄骨造			
	建物面積	430.47 m ²			
施設設備の 数と面積	保育室	5 室	212.62 m ²		
	事務室	1 室	23.21 m ²		
	一時保育室	1 室	25.41 m ²		
	調理室	1 室	25.02 m ²		
	トイレ	3 室	38.62 m ²		
	倉庫	3 室	15.60 m ²		
	前室	1 室	9.97 m ²		
	職員休憩室	1 室	15.72 m ²		
設備の種類		プール、冷暖房完備			
屋外遊戯場 (園庭)		屋外遊戯場	357.15 m ²		

4 施設の保育方針、保育目標

保育方針	健康で素直に生き生きと輝く保育
保育目標	明るく健康な子ども 素直で思いやりのある子ども 豊かな心をもつ子ども

5 職員体制

統括施設長	1名
主任	1名
保育士	15名
非常勤保育士	6名
非常勤職員	3名

※ 職員の人数については、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める配置基準以上の配置をしますが、入所人数により変動することがあります。また、このほか、必要に応じて職員を配置する場合があります。

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び 年末年始（12月29日～1月3日）

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後8時00分まで
土曜日	午前7時00分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
月曜日から金曜日の延長保育時間	午前7時00分から午前7時30分 午後6時30分から午後8時00分まで
土曜日の延長保育時間	午前7時00分から午前7時30分

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
月曜日から金曜日の延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後8時00分まで
土曜日の延長保育時間	朝：午前7時00分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時30分まで

・ 保育園は、保護者の方が就労などの理由により、乳幼児期のお子様を家庭で保育できない場合に、保護者の方に代わってお子様をお預かりし、家庭保育の補完をするところです。連携を取り合い、お互いに子育て

てと向き合うことが大切だと考えておりますので、就労で必要な時間以外にご家庭でも子育てにかかわる時間を大切にしてくださいませようお願いします。

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	<p>① 利用料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月利用：1,600円/30分単位（階層減免・多子減免あり） ・10日以内：800円/30分単位（階層減免・多子減免あり） <p>※30分単位で算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きょうだい児減免 第2子 50%減免 第3子 100%減免 <p>※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AB階層減免 2号：（副食費免除対象者のうち）免除(A)(B) 50%減免 3号：AB階層 50%減免 <p>② 間食代金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月利用：2,500円（階層減免あり・多子減免なし） ・10日以内：1,250円（階層減免あり・多子減免なし） ・AB階層減免 ○2号：（副食費免除対象者のうち）免除(A)(B) ○3号：AB階層 月利用：1,250円 10日以内：620円 <p>③ 夕食代</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月利用：7,500円（階層減免あり・多子減免なし） ・10日以内：3,750円（階層減免あり・多子減免なし） ・AB階層減免 ○2号：（副食費免除対象者のうち）免除(A)(B) ○3号：AB階層 月利用：3,750円 10日以内：1,870円
食費	<p>主食費：1,200円/月（3歳児以上のクラス） 副食費：4,500円/月（3歳児以上のクラス）</p>
その他の料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカード代：（3枚目以降）858円 ※退園・卒園時には、回収します。 ・敷パッド代：1,900円 ・教材費：実費が発生する場合はお知らせします。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット写真販売サービス「コドモン」をご利用いただけます。（希望者） ・使用済み紙おむつの持ち帰り不要、処分費用の実費徴収はありません。

9 支払方法

・毎月、口座振替にて徴収しています。

※提出物について・・・お子様に関することで、提出物を依頼することがあります。期日を守るよう
にご協力をお願いします。

10 保育料の納入について

・保育料は職員の人件費や施設の維持管理費等、保育園を運営する経費として保護者の皆さまにご負担
いただくもので、その額は、お子様の年齢や世帯の所得などに応じて定められています。

・保育料の納付については、旭区役所子ども家庭支援課（直通 045-954-6173）へお問い合わせく
ださい。

11 基本理念

星の子白根保育園は、かけがえのない命が輝く場所。

私たちは、愛情の尊さを伝え続けます。

私たちは、あたたかさ、たくましさ、たのしさを基本とし、
ゆとりの中で、いくつもの可能性を育みます。

私たちは、互いを支え、思いやることを心に留め、
向上すること、手を携えて共に歩むことを大切にします。

私たちは、出会い、ふれあい、励まし合いを礎に、
笑顔と感謝でつながりを広げ、想いを深めます。

<毎日の保育・活動の流れ>

時間	平日		土曜日	
	乳児	幼児	乳児	幼児
7:00	開園	開園	開園 保育標準時間開始 順次登園	
7:30	保育標準時間開始 順次登園	保育標準時間開始 順次登園		
8:30	保育短時間開始 順次登園	保育短時間開始 順次登園		
9:00	おやつ	遊び（室内外）	おやつ	遊び（室内外）
10:00	遊び（室内外）	↓	↓	
10:50	食事 （年齢によって前後します）			↓
11:30		食事 （年齢によって前後します）	食事	↓
12:00	お昼寝 （年齢によって前後します）		お昼寝	食事
12:30		お昼寝 （年齢によって前後します）	お昼寝	
14:30	目覚め	目覚め	目覚め	
15:00	おやつ	おやつ	おやつ	
15:30	順次降園	順次降園	順次降園	
16:30	保育短時間終了	保育短時間終了	保育短時間終了	
18:30	保育標準時間終了 延長児 間食	保育時間標準終了 延長児 間食	保育標準時間終了 閉園	
19:00	延長児 夕食	延長児 夕食		
20:00	閉園	閉園		

<全体的な計画（年間）>

クラス	年齢別保育・教育目標
1 歳 児	行動範囲を広げ探索活動を盛んにする
2 歳 児	象徴機能（模倣遊び、見立て遊び）や想像力を広げながら集団活動に参加する
3 歳 児	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲をもって活動する
4 歳 児	信頼感を深め、仲間とともに感情豊かな表現をする
5 歳 児	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる
そ の 他 （年間行事）	<ul style="list-style-type: none"> ・入園式・進級式 ・春の遠足 ・七夕 ・夏祭り ・運動会 ・秋の遠足 ・クリスマス会 ・お正月遊びの会 ・お楽しみ会 ・ひなまつり ・お別れ遠足 ・お別れ会 ・卒園式 ・避難訓練 ・全園児健康診断 ・歯科検診 ・保育参加 ・誕生会 ・クラス懇談会 ・個人面談

<クラス編成>

年 齢	クラス名
1 歳 児	いちご組
2 歳 児	みかん組
3 歳 児	もも組
4 歳 児	ばなな組
5 歳 児	ぶどう組

12 給食等について

食事は、園児の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、「おいしい」「楽しい」という情緒的機能や、食事を大切にする考え方を学ぶなどの教育的な意義があります。

このため、特別な事情を除き、全園児に提供します。

	給食				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー ー)	備 考
	おやつ	主食	副食	おやつ		
1歳	○	○	○	○	50% (1050kcal)	月齢に応じた離乳食を用意します。 1、2歳児は完全給食です。
2歳	○	○	○	○		
3歳		○	○	○	40% (1400kcal)	主食の量は、個人差はありますが、おおむね4歳児は米飯110g位、食パンなら6枚切1枚くらいが目安です。
4歳		○	○	○		
5歳		○	○	○		

<給食の提供にあたって>

- 自園調理（外部業者への委託）
- 献立表の提供
- 食育計画への取組（年齢別）

<アレルギー対応について>

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」(横浜市こども青少年局)『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』(厚生労働省)に基づき、適切な対応に努めています。

- 1 医師が摂取することを禁じている食物を、給食として提供することは適切でないため、保育園では医師から「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が出た場合には、それに基づきアレルギーとされる食物を除くなどの対応をしています。
- 2 アレルギーとされる食物を除く対応をしているお子さんは、定期的に医師の診断を受け、症状と医師の指示内容をその都度お知らせください。
- 3 除去の内容は、毎月の献立に基づき保護者と職員で話し合い、確認します。
- 4 保育園での対応に無理がある場合には、お弁当をお持ちいただくこともあります。
- 5 原因食物の除去を止める場合も、医師の診断指示に基づき、保護者が記入した「除去解除届」を提出してください。

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は、その日の午前8時半までに連絡をお願いします。ご連絡がない場合には、安否確認のために電話連絡を入れることとなっておりますので、ご了承ください。
- ・登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・お迎えの予定が遅れる場合は、早めの連絡をお願いします。
- ・降園の際は駐車場の混雑が予想されます。車の出入りが多くなりますので、速やかに降園するようお願いいたします。
- ・日々の送迎で、保護者の方、または保護者に代わって送迎している方が、都合で送迎できず、他の方に送迎を依頼する時は、必ず保護者の方が直接保育園へ送迎できない理由と依頼者の方の氏名を連絡してください。その際、身分確認をさせていただく場合があります。又、連絡がなく迎えに見えた場合は、保護者に確認の連絡を入れさせていただきます。確認が取れない場合、お引渡しができない場合がありますのでご了承ください。

※送迎時の駐車については、所定の駐車場に止めてから保育室に入ってください。駐車スペースの関係上、必要以上の時間の駐車はご遠慮ください。路上駐車は、近隣に迷惑をかけますのでご遠慮ください。また送迎時、お子様の安全には十分ご注意ください。

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みです。子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも直接または連絡帳で職員にお尋ねください。また、園だよりや掲示板には重要な連絡事項等が書かれていますので、必ず目をとおすようお願いいたします。

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて、以下のとおり実施しています。

全園児健康診断	全園児	年2回
歯科検診	全園児	年2回
視聴覚健診	3歳児	年1回
尿検査	3・4・5歳児	年1回
身長・体重測定	全園児	測定後、お知らせします。

(2) 健康管理、病気のときの対応

- お子様の体調が悪くなった場合は、連絡を入れさせていただき、状況を伝えます。症状の重篤化を防ぐため、早めのお迎え、受診をお願いします。
- また、休み明けには、体調を保育士に伝えていただき、登園時に検温をする事もあります。
- 乳幼児健康診断、予防接種は各家庭で受け、結果や接種内容を連絡してください。
- 普段と様子が違うとき（熱がなくても元気がないとき等）は、口頭で連絡してください。
- 家庭で怪我をした場合は、口頭でお伝えください。
- 薬を服用している場合は、お知らせください。
- 薬は原則としてお預かりできません。
※保育園では、主治医から乳幼児に出された薬は、本来その保護者が与えるべきであると考えています。医療機関を受診される際には、保育園に通園していることや保育時間を主治医に伝え、家庭での服用で対応できるようにご相談ください。
- 気管支拡張テープ（ホクナリンテープ）を貼って登園する場合、その上に名前を書き職員に貼っていることをお伝えください。
- 医師が記入した「意見書」の必要な病気にかかった場合は、「意見書」が出るまで登園できません。それ以外の感染症の場合には、医師の診断を受けて保護者が記入する「登園届」を記入していただきます。
- 病気予防などの為に長期の室内保育をお願いされることがありますが、保育中に体調不良になった場合を除きお受けする事ができませんので、ご協力をお願いします。
- お子様は怪我をしないよう配慮しながら保育をしていきますが、守りすぎることで子どもの挑戦の場を奪わないようにもしたいと考えています。子どもの成長には、擦り傷等の怪我をすることがあると思います。ご理解いただきますようお願いいたします。
- 予防接種や乳幼児健診は、お子さまの健やかな成長のために一番必要な時期に受けていただくよう、市区町村からお知らせしています。特に赤ちゃんの予防接種を遅らせると、免疫がつくのが遅れ、重い感染症になるリスクが高まります。
- その他、病気や感染症などの対応につきましては「保育園医の手引き」に沿って対応します。

16 感染症対策について

感染症や食中毒が発生またはまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び「保育園医の手引き」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- 感染症が発生した場合、園内やクラスに掲示をし、注意喚起を促します。
- 感染しやすい時期には、予防対策として各保育室、玩具をこまめに消毒し、手洗い、うがいの徹底を行います。下痢便や嘔吐物等が衣類等についた時は、福祉保健センターの指導により感染拡大防止のため、汚れはさすがずビニール袋に入れてお返しします。ご家庭でも適切な取り扱いをお願いします。

17 障害児保育について

- 集団生活を通して健全な発達を図られるように、日頃から「共に育ち合うことの大切さ」が実感できる保育を心がけています。
一人ひとりの発達や障害の状況を把握し、職員と保護者との連携を密にして取りこみ、必要に応じて専門機関からの指導や助言を受けながら対応に当たります。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

- 内科検診の際に嘱託医に相談し、かかりつけ医と連携を取りながら保育を進めています。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医師名	ひろ小児科クリニック 松永 裕子
所在地	旭区鶴ヶ峰 2-5-16
電話番号	045-953-1001

20 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医師名	(小児歯科) 齊藤デンタルクリニック 齋藤 牧
所在地	旭区東希望が丘 95-3 シルクハイツ1F
電話番号	045-361-4182

21 緊急時における対応

保育・活動の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたとき保育園がお子様の保護者の方にあらかじめ指定された緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	旭警察署
消防署	旭消防署

22 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	小星 彰
消防計画届出年月日	旭消防署 令和4年4月1日
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）を実施します。
防災設備	自動火災報知設備・非常警報器具設備・誘導灯 火災通報装置

※震度5以上の地震（警戒宣言が発令された場合を含む）、台風等による災害が発生した場合はできる限り早くお迎えにきてください。

23 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	横浜市立不動丸小学校
広域避難場所	ひかりが丘団地

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険、普通傷害保険
保険の内容	賠償責任、入院保険、通院保険
保険金額	「1事故につき15億円まで」等

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 月1回、自己評価を実施 公表方法：園のホームページに掲載
外部評価	実施方法：福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回（令和元年度実施） 公表について：神奈川県社会福祉協議会かながわ福祉サービス第三者評価推進機構・ホームページ

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	クラス担任 電話番号 045-953-1007	
相談・苦情解決責任者	氏名 小星 彰 電話番号 045-953-1007	
第三者委員	かながわ保育研究会	0463-83-0515
	廣田 一枝	電話番号 045-955-3660

受付方法：面接・文書・電話等の方法で相談・苦情を受け付けます。

※ 上記のほか、園内に相談・要望・苦情などに係る投函箱「皆様の声」を設置しています。

（設置場所：玄関）

27 地域の育児支援について

- ・育児相談は毎週水曜日10時00分～11時00分、育児講座は年に1回以上開催します。
- ・園庭開放・絵本の貸し出しは、毎週水曜日10時00分～11時00分、身体測定は月に2回開催します。

28 個人情報の保護

・園でお預かりした個人情報には慎重に管理しています。個人情報を提供いただく場合には、使用目的を明らかにし、職員は業務上知り得た情報を保育の目的外の用途には使用しません。

●入園時に提出していただく書類

1.緊急連絡票

2.児童健康台帳

3.延長保育申込書（利用者のみ）

4.口座振替依頼書

*上記の書類は個人情報保護法に基づいて、目的外には使用いたしません。また、施設書庫に保管しています。

*保育上における個人情報については、保護者の同意を得て大切に扱います。

*園児の集合写真や保育の様子を写真撮影し、園のパンフレットやホームページに掲載しております。また、園内に掲示する場合がありますので、ご了承ください。写真の掲載を希望されない方はお申し出ください。

*行事（運動会・お楽しみ会・卒園式）以外では園内でのカメラ、スマートフォンでの撮影はお断りしています。

*他の園児の写っている写真や動画、名前など個人情報となるものを、インターネットや紙面等へ掲載することはご遠慮ください。

*配布物は連絡袋に入れて配布します。

*保護者の方の勤務先、家族・勤務の状況（就職・退職等）・傷病等の状況、出産予定・出産休暇・育児休暇等の変更がある場合は、旭区役所子ども家庭支援課（直通 042-954-6173）へお問い合わせください。

*その他、送迎時間・送迎方法、保育時間、緊急連絡先などの変更があった場合には、保育園にもご連絡ください。

*「保育所児童保育要録（氏名や住所等の個人情報を含む）」を作成し、入学する小学校に送付することになっておりますのでご了承ください（年長児）。

29 虐待対応について

・児童虐待防止法第6条第1項により、保育園には、虐待が疑われる場合等、通告する義務があります。虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な保護や支援を図るため保育園は、「身体的虐待」、「ネグレクト」、「性的虐待」、「心理的虐待」の事実や疑いがある場合、市、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所へ報告する義務があることをご了承ください。

30 中毒 119 番について

お子様が化学物質や・医薬品・動植物の毒等によって起こる急性中毒について、実際に事故が発生している場合に限定し情報提供をしています。

・大阪中毒110番（365日24時間対応） 072-727-2499（無料）

・つくば中毒110番（365日9時～21時対応） 029-852-9999（無料）

31 小学校等との連携について

・保育園での遊びや生活の中で積み重ねられてきた子どもの育ちが、小学校以降の生活や学びの基礎となります。その育ちを小学校へ繋げるために小学校を知り、小学生と交流する機会を設けて子どもが新しい小学校生活に対する見通しをもち、安心して入学への期待がもてるようにしています。また、各小学校には子どもの「保育要録」を作成し送付することを通して連携しています。

32 その他

- 市外へ転出する予定がある場合は、わかり次第、保育園だけでなく、旭区役所子ども家庭支援課（直通 045-954-6173）へお問い合わせください。
- 延長保育の申し込み及び辞退をされる方は前の月の 20 日までに必要な書類を提出してください。手続きが遅れますと、利用しなくても保育料を納めていただくことがありますので、期間厳守でお願いします。
- お子様を自動車で送迎する場合は、チャイルドシートを着用してください。
- お子様を自転車で送迎される場合は、乗車用ヘルメットの着用は努力義務となっていますのでヘルメットの着用を推奨いたします。
- 駐車場はゆずり合ってご利用いただき、アイドリングストップにご協力ください。送迎時の車上荒らし等には十分ご注意ください。
- 送迎時、お子さまだけを車内で待たせるのは、たいへん危険ですのでお控えください。
- 園ではお土産やお中元・お歳暮等はいただかない規則となっております。ご理解をお願いします。
- 保育園は児童福祉事業に分類され、子どもの健やかな成長を支援し保護者皆様の育児をサポートすることが目的です。保育の妨げになる行為や当保育園の保育方針に著しく反する行為があった場合には、話し合いの場を設けさせて頂いた上で改善が見られないと当保育園が判断した場合には行政機関に相談させて頂く場合があります。